

平成22年1月18日

厚生労働大臣

長妻昭様

総務大臣

原口一博様

全国盲ろう者団体連絡協議会
会長 大杉 勝則

謹啓

平素は障害者の福祉向上に多大なご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。
私達、全国盲ろう者団体連絡協議会（以下、連絡会と略します）は、1991年の社会福祉法人全国盲ろう者協会発足後、全国各地に設立された「盲ろう者友の会」等の盲ろう者の地域団体を統括する全国的盲ろう者の当事者団体です。現在、全国47都道府県の内、44の都道府県においてこれら地域の盲ろう者団体が設立されるまでになりました。

連絡会は2006年の発足以来、全国から寄せられる盲ろう者の声を集約し、全国盲ろう者協会と連携しながら、毎年厚生労働省等に盲ろう者の生活の質の向上を求めて要望を行ってまいりました。

この度、政権が代わったことを受け、これまでの要望事項をまとめ、改めて要望いたします。

連絡会は発足して、まだ歴史の浅い小さな団体ですが、全国の盲ろう者一人一人の切実な願いを代表しております。今後とも、我が国の盲ろう者の福祉の増進に向け、どうかお力添えをいただきますよう、お願いいたします。

謹白

き記

- 1 盲ろう者の独自のニーズや特性を踏まえ、盲ろうという障害を独立した障害種別として法令上明確に位置づけてください。
- 2 盲ろう者に対する包括的な支援事業が安定して継続されるよう取り計らってください。
- 3 アメリカにあるヘレンケラーナショナルセンターのような施設を国内に設置し、盲ろう者福祉における総合的リハビリテーションセンターとして、教育、職業訓練、就職支援、自立生活訓練などを行ってください。
- 4 「特別障害者手当」の支給の可否の認定において、視力障害と視野障害を同等に取り扱ってください。また、身体障害者手帳に記載される「視覚障害」「聴覚障害」の等級区分に加え、「盲ろう」の障害種別、等級区分を新設してください。
- 5 「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の地域間格差を解消し、盲ろう者のニーズに即した同事業の大幅な拡充をはかってください。
- 6 点字や拡大文字等によるアクセシブルなATM（現金預け払い機）の開発と普及をはかってください。
- 7 地上デジタル放送を盲ろう者が自力で視聴できるように取り計らってください。
- 8 書籍のテキストデータ提供に関する条件を緩和してください。
- 9 個人情報保護法に関する条件の緩和をはかってください。

以上の9項目について要望致します。

(要望の理由)

1. 2008年5月に発効した「国連障害者の権利条約」第24条「教育」3(C)において、「盲ろう”Deafblind”」という文言が明記されています。これは、「盲ろう(児・者)」が他の障害種別と同様に、独立した独自の障害種別として認知されたことを意味しています。「盲ろう教育」の分野においては、盲ろうに特化した専門性の向上が急務となっています。教育の分野だけでなく、他の分野においても同様のことが言えます。

例えば、2006年度より障害者自立支援法にもとづく都道府県の地域生活支援事業として位置づけられている「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は、2009年4月よりすべての都道府県で実施されるようになる等、一部の福祉施策においては盲ろう独自の制度がすでに存在していますが、その一方、障害者自立支援法等では、「盲ろう」という障害の法的位置づけが明確にされていないために、「障害程度区分」の認定において、軽度の障害とみなされ、大きな不利益を被るなどの問題が生じています。

さらに、当事者の国際組織である「世界盲ろう者連盟 (World Federation of the Deafblind WFDb)」が発足して8年が経過しました。WFDbは、「障害者の権利条約」の草案の段階から提言と交渉を重ねて来ました。また、同連盟は国連が公認する国際的な障害者組織のネットワークである「国際障害同盟」(International Disability Alliance, IDA)を構成する六つの障害種別(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、精神障害、知的障害、盲ろう)に関する国際組織の一つに含まれております。このように同連盟の存在やIDAを構成していること自体に象徴されていますように、「盲ろう」を独立した障害種別として認定することは、現在国際的に認められた取り扱いだと言えます。

2. 現在、我が国において、盲ろう者が利用できる福祉制度、支援事業は非常に限られています。とりわけ、盲ろう者の社会参加、就労支援、及び、日常生活支援においては、他の障害分野に大きく遅れをとっています。盲ろう者の社会参加、就労、日常生活等の充実を図り、安定した支援体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

特に、盲ろう者の命を左右する緊急時における支援体制を国と政府主導で早急に確立してください。

3. 我が国においては、盲ろう者を専門に扱うリハビリテーション機関が整備されていません。米国などを参考に、盲ろう者のリハビリテーション機関の設置をお願いします。

4. 現在、特別障害者手当の対象となる障害の範囲の中には視野障害が入っていません。視野障害も重度の視力障害と同様に扱われるべきであり、障害程度区分の見直しを要望するものです。

また、要望事項1とも関連し、障害者手帳の「盲ろう」障害種別の新設を要望するもの

です。

5. 盲ろう者の独自のニーズを踏まえた福祉施策の中核をなすものは、通訳・介助員による支援です。

この支援を提供する「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は、2000年度に試行事業として始まり、2006年度から障害者自立支援法の都道府県地域生活支援事業として位置づけられました。そして、2009年度には全都道府県で実施されるにいたりしました。

しかしながら、事業を利用するにあたり、地域間格差をはじめ、多くの問題が浮き彫りになってきています。次にかかげる3点はとくに深刻な問題だと全国の関係者から指摘されています。こうした問題に対応するため、必要十分な事業予算の配分をお願いすると共に、事業の実施・運用面での適切な対応をぜひお願いいたします。

- 1) 盲ろう者のニーズに対して通訳・介助サポートの利用可能時間数が少ないです。
- 2) 利用可能な内容が不適切に限定されています。
- 3) 通訳・介助員への謝金単価がその支援内容の困難度や専門性に対してきわめて低いです。

この他、支援者の待遇の問題などとも関わって次のような問題も深刻です。

- 4) 通訳・介助員全体の人数が不足しています。
- 5) 特に男性の通訳・介助員がきわめて少ないです。そのため、男性の盲ろう者にとっては、トイレや浴場の利用など異性による支援が受けられない場面で大変困っています。
- 6) 通訳・介助員がその支援活動の一環で自家用車を利用することが制限されています。

6) についてさらに補足説明しますと、派遣事業では自家用車の使用を認めていない県があります。しかしながら、公共交通機関の整備が遅れているような山間地等では自家用車の利用の必要性が非常に高くなります。都市部においても、高齢などのため、移動が困難な盲ろう者には自家用車の利用が不可欠です。自家用車の利用について、柔軟に対応していただけますようご検討下さい。

6. 現在、盲ろう者が点字を用い、自力で操作できるATMは日本郵政グループの点字ディスプレイ付きATMしかありません。銀行やコンビニ等に設置されているATMは音声ガイドやタッチパネル式のため、盲ろう者が使うことはできません。わずかに視力が残る弱視者であっても、タッチパネル方式の画面は非常に使い勝手が悪く、不便な操作を強いられています。ATMは現金等の管理という日常生活に直結するものであり、点字ディスプレイを付ける、画面を見やすくするという配慮は大変重要であるため、早急に改善していただくようお願いいたします。

7. 盲ろう者の情報へのリソースとアクセスは非常に限られています。テレビ・ラジオ・新聞・インターネットなど一般の情報媒体から既存の方法で情報を入力することはほぼ

不可能です。しかし、地上デジタル放送の技術を活かせば、盲ろう者も地上デジタル放送を点字ディスプレイなどで視聴できるようになります。そのためには、地上デジタル放送に関する審議会等の重要な研究会に、盲ろう当事者の代表が参画できるように保障されることが必要です。地上デジタル放送の本格実施後であっても、継続して研究が重ねられ、盲ろう者も他の障害者や健常者と同様にテレビの視聴ができるようになることを、私たちは切に願っております。

8. 盲ろう者が一般の活字媒体（墨字）を読む場合、点字や拡大文字（画面や文字の調整を含む）に変換しなければ読めない人が大半です。そのため、盲ろう者の読書環境を改善するために、一般に発売されている書籍のテキストデータの入手が容易になるようにして下さい。テキストデータであれば、パソコンやその他の点字携帯端末等を活用することにより、点字データに変換したり、自分の見やすい拡大文字に変換したりして、盲ろう者も読書を楽しむことができます。しかし、最近では著作権の問題を理由としてテキストデータの頒布に消極的な出版社も出てきています。また、テキスト以外のデータ形式、とりわけインターネットの電子書店が提供しているようなデータ形式が増えており、これらは点字形式への変換ができず、点字での読書が困難です。

9. 個人情報保護法の施行後、様々な制約が加わり、電話をかけることができない盲ろう者には大変大きな弊害が生じています。例えば、銀行のキャッシュカードを紛失してしまい、銀行等へ通訳・介助者が本人に通訳しながら電話をしても、本人でないという理由から電話による対応を拒否されるというケースがよくみられます。盲ろう者本人による通訳・介助者を介しての電話にも対応していただけますよう、ご検討ください。